

やまゆりニュース

平成 25 年 1 月 第 13 号

会員の皆様、関連施設の皆様、日頃よりやまゆり知的障害児者生活サポート協会の活動に温かいご支援とご協力をいただきありがとうございます。

お陰様でやまゆり知的障害児者生活サポート協会は、全国サポート協会 36 都道府県加入者 85,244 人中、全国トップの 7,296 人のご加入をいただいております。(H24/10) 重ねてお礼申し上げます。

さて、平成 24 年度も、権利擁護事業、日常生活支援事業に関わる研修会を下記の表の様に、各 1 回ずつ行いました。それに加え、3 年目になる「本人活動支援者支援会議」が 2 回に分けて行われました。まず 1 回目に、昨年に引き続き「当事者(本人)と支援者」で、2 回目に「支援者のみ」の会議を行いました。

また、今 13 号では皆様の「生活サポート総合補償制度」の保険金請求に関しまして、請求忘れや請求もれなどないように、有効に活用していただきますよう、よくある質問や、添付書類等について特集してみましたのでご利用ください。

平成 25 年度もよろしくお願い申し上げます。

平成 24 年度事業

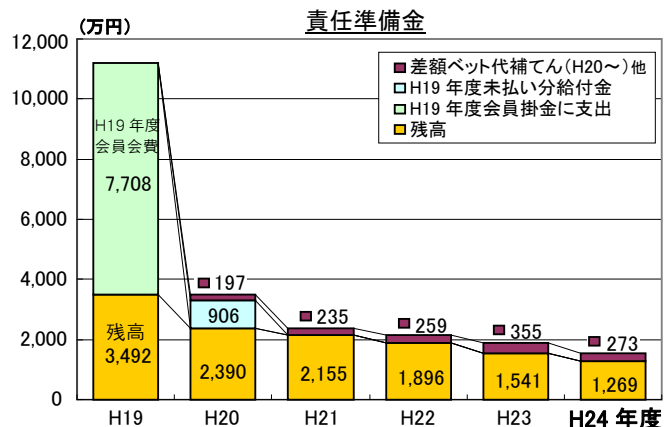
日時	内容	講師	会場
7/30(月)	施設内虐待を考える ～なぜ援助者が虐待に 走るのか、その予防と 解決のために	会津大学短期大学部 社会福祉学科教授 市川 和彦氏	神奈川県社会福祉会館 2階ホール
平成 25 年 1/24(木)	元気に生活するために ～家族で健康寿命を伸 ばす～	公益財団法人かながわ健康財団 専務理事兼事務局長(保健師) 柴田 則子氏 管理栄養士 石田 啓子氏	神奈川県社会福祉会館 2階ホール
平成 24 年 10/29(月)	本人・支援者会議	和泉短期大学教授 鈴木 敏彦氏	神奈川県社会福祉会館 2階ホール
11/12(月)	支援者支援研修会	和泉短期大学教授 鈴木 敏彦氏	神奈川公会堂 1号会議室

平成 24 年度の責任準備金運営状況

旧やまゆり互助会の責任準備金の状況は、次のとおりです。

○責任準備金は、平成 19 年度会員掛金と平成 19-20 年度の入院給付金(互助会分)に使われた後は「差額ベッド費用補てん」の給付に使われています。

平成 24 年度 12 月までの「差額ベッド費用補てん」の給付は、9 ヶ月で 124 件、支払総額約 273 万円(含送金手数料等)、平均給付額は 22,000 円余でした。



『施設内虐待を考える

～なぜ援助者が虐待に走るのか、その予防と解決のために』

講師 会津大学短期大学部 社会福祉学科教授 市川 和彦氏



7/30(月) 神奈川県社会福祉会館 2階ホールで今年度 1 回目の研修会が開催されました。

「誰よりも権利を擁護する立場にある支援者が何故権利侵害に走るのか、権利侵害や虐待とされる不適切なかわりとは何か・・・」障害者虐待防止法施行に伴い、福祉施設等における権利擁護に係る具体的な事例をふまえて、支援者が防止・解決する為に何を意識すべきか、そのヒントをお話しして頂きました。

10月から施行される「障害者虐待防止法」を前に家族・施設職員の方々等たくさんの参加があり、感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 自分の支援について、虐待について考える、考え直す機会になりました。今後の課題なども多くあります。やはり自律性をやしなう事が重要だと感じました。
- 利用者が他の利用者、職員に暴言や暴力を振るう心理が理解できて良かった。行動背景が理解できれば対処方法も変わってくると思う。問題行動に対して、その場しのぎ的な対応だけではなく、平静時からの対応について、一層意識していきたい。又、感情のコントロール術も身につけていきたいと思った。
- 親としても大いに勉強になりました。知らず知らず虐待者にならないように勉強していかなければならないと思った。
- 具体的にわかりやすい内容でした。虐待やネグレクトは誰にでも起こりえるものとして今後、意識改善して仕事に取り組みたいです。不適切な対応(支援)について、再度見直し、個人だけでなく職場全体の雰囲気大切にしていきたいです。
- 「自立は孤独ではない・・・」本当にそうだった。自律性・・・大切であり、支援が「ほどこし」である現実から意識を変えなければならないと思う。

《主な項目》

- ※. 障害者虐待防止法
障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の成立
虐待の定義とは/最近発生した施設内虐待
- ※. 不適切な関わり(虐待)をなくすためには、
(1)不適切な関わり(虐待)とはなにかを知る
(2)適切な関わりとはなにかを知る
- ※. なぜ支援者が虐待に走るのか～その心理過程～
(1)志向的自律型虐待
利用者にとって、良いこと、利益になると支援者が判断した言動が結果として虐待であるもの。その背景にある、パターナリズム(父権的保護主義)。
(2)志向的他律型虐待
虐待者の志向的虐待が、社会的勢力(いじめ、いやがらせ、地位の剥奪など)によって他の個人に影響を与え、影響を受けた者が自分の意志に反して虐待にいたるもの(服従)。
(3)無志向的自律型虐待
利用者無価値な排除の対象と認知し、非人間化した結果虐待に至るものや、生理的嫌悪による場合。八つ当たりのように攻撃性が利用者に向けられた場合(置き換え)、挑発や転移に巻き込まれた場合(逆転移)など。外部刺激への突発的反応(キレる: アンガーアタック)。快感ををもたらす虐待。
(4)無志向的他律型虐待
虐待者の無志向的虐待が社会的勢力(いじめ、嫌がらせ、地位の剥奪など)によって他の個人に影響を与え、影響を受けた者が自分の意思に反して虐待に至るもの。
- ※. 防止・解決のために今すぐできること
(1)虐待行為の意識化/無意識の言動をチェックする
(2)適切な関わりを学ぶ/実践するために→事例検討会
(3)自らの権力性を意識する
(4)通告制度の活用/内部通告、外部通告
(当日資料より一部抜粋)



- 利用者さんとの日常の関わり方の中で、良かれと思っている事であっても公平な目を見た場合に、支援者が支配者の立場に変わってしまうと云う事を再認識しました。又、新たな意識でこれからの支度に活かしていきたいと思えます。
- 虐待は無意識のうちに行っていることが多いことに気づかされました。自分自身の自己チェックを心掛けたいと思えます。
- 虐待の種類(志向的自律型、志向的他律型、無志向的自律型、無志向的他律型)についてはとてもよくわかりやすく共感を持つとともに考えさせられました。支援と虐待のライン上で利用者が不利益を受けないよう施設内で自浄作用を働かせていく必要を感じました。
- 虐待が誰にでも起こるというシステムが良くわかりました。親として、自分の行動をよく考えてみるとともに、子の将来の生活など考えさせられました。他人の中で生きていく生活について、これからもどうしたら本人が生きやすいか、じっくり考えてみたいと思えます。
- 現場にいるとつい流されてしまうこと、慣れてしまうこと、鈍感になってしまうこともあるので、このような問題に意識をあてて定期的に研修をすることは大切だと思えます。講義は映像をまじえた形で大変わかりやすく、よかったです。

■『知的障害者本人活動支援者支援会議』の開催

当協会では知的障害者の方々の自主的な活動や行動をさらに支援するために本人活動や自己決定に係わる支援者(施設職員・家族の方々)の意見交換の場を提供したいと考え、今年度で3回目を迎える『知的障害者本人活動支援者支援会議』を開催しました。

今回ご協力いただいたコーディネーターの方々から

「みんなで分かりあおう、考え合おう、という姿勢は、当事者の方に伝わることだという実感を得ました」や「当事者、支援者、ご家族、様々な立場の人たちと一緒に話し合うことはあまり経験がないので、とても新鮮で、貴重な機会でした」。「ご本人方が、“自分たちの意見を発表できる場もある”と認識できたことは、新たな発見だったようですし、ある面世界も広がったと思えます」。「当事者向けの虐待防止法に関する講義がよかった、特に虐待の防止や人権侵害等については当事者が”嫌だ”といえることこそが大きな防止策のひとつと考えるので、とても意義深かった」等のご意見を頂きました。

今年度は「本人・支援者会議」「支援者支援研修会」と2回に分けて開催しました。

□ I. 「本人・支援者会議」は、「グループ討議」をする。〈将来の夢について〉をテーマに10/29(月) 神奈川県社会福祉会館 2階ホールで開催されました。

I. 「本人・支援者会議」基調講演： 『障害者虐待防止法を学ぼう』

和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏

《主な項目》

1. 法律のこと
「障害者に対する虐待の防止、
障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
2. 法律の目的
3. 「障害者虐待」とは、①虐待者について
4. 「障害者虐待」とは、②「虐待」とはなにをさすのか？ (身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待)
5. 困ったときに、だれに・どこに、どうすればよいのか？

(当日資料より一部抜粋)

I. 「本人・支援者会議」《10/29プログラム》

11:00～	開会の挨拶
11:05～	基調講演
12:00～	昼食・自己紹介、 (先輩のアドバイスと映像紹介)
13:00～	グループ討議・発表
14:15～	休憩・茶話交流
14:45～	発表・意見交換
15:15～	講評
15:30	閉会(片付け)



当事者(本人)に向け、わかりやすく具体例を交えてお話して頂きました。

グループ討議：テーマ「将来の夢について」

当事者(本人)、家族・施設職員等支援者でグループになり、当事者(本人)に事前に考えておいていただいた「将来の夢について」をもとに、意見交換していただきました。

どうやって実現しよう？

自転車がほしい!!

グループホームで暮したい!!

旅行に行きたい!!

どんなところに行きたい？



I. 「本人・支援者会議」でご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 当事者それぞれには希望もあり、主体性ももっている。要は、生活に変化を求め、メリハリのある生活を望んでいる。それが旅行、カラオケ、外出、食事というかたちで表現していると感じた。障害があるとはいえ、普通の人と何ら変らない。支援をする立場としては、障害当事者の言動を冷静に観察し、対応できればと思います。
- 初めての参加で不安でしたが、少し皆さんの様子をつかめたことと、少し慣れて、内面の良さにふれられたかなと思います。
- 勤務中になかなか当事者の方から話しを聞く機会がありません。ですが、今回の話し合いに参加し、当事者の方から話しを聞く事も大切だと感じました。色々な話をきくことで、当事者の方の気持ちを知る事ができるという事を知りました。
- 司会体験している当事者(本人)に対する支援者の働きかけ方がとても参考になりました。

□ II. 「支援者支援研修会」は、「障害当事者の意思決定支援のあり方」をテーマに、11/12(月)神奈川県公会堂1号会議室で開催されました。

II. 「支援者支援研修会」基調講演：
『障がい当事者の意思決定支援を考える』
和泉短期大学教授 鈴木敏彦氏

II. 「支援者支援研修会」《11/12プログラム》

13:00~	開会の挨拶
13:05~	基調講演
14:00~	休憩
14:20~	グループ討議
15:30~	発表と講評
16:00~	閉会(片付け)

- 《主な項目》
1. 障害者権利条約(第12条)
 2. 障害者基本法(第23条)
 3. 障害者支援法(第42条、第52条の22)
 4. イギリス2005年意思能力法
 5. 意思決定支援に当たって留意すべきこと
(当日資料より一部抜粋)

II. 「支援者支援研修会」でご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 「ご本人の思いを優先していい」とよく聞き、自分自身も言っていました。今日の会議に参加し、「本当にご本人の意思を尊重できていたか」と考え直すことが出来ました。鈴木先生がお話されていたように、今後は、ご本人の最善の利益の為に、自分の行動・発言を見直していこうと思いました。ありがとうございました。
- ご家族の方からのお話も聞くことができ、利用者の方と同じ目線で寄り添って考えることのできる職員になりたいと思いました。
- 他の職場の人の意見を聞くことができ、広い視野で捉えることができると思います。
- どの施設でも同じような課題を持っていることを確認した。特に意思決定をする時に話しやすい雰囲気づくりをする等、なるほどと思いました。
- 意思決定支援についての基本的な考え方を学ぶよい機会となった。関わる支援者によって利用者の意思決定の幅が広がったり狭まったりする、とのことで支援者のスキルアップの必要性を再認識した。



『元気に生活するために ～家族で健康寿命を伸ばす～』

公益財団法人かながわ健康財団

専務理事兼事務局長(保健師) 柴田 則子氏
管理栄養士 石田 啓子氏

1/24(木) 神奈川県社会福祉会館 2階ホールで今年度2回目の研修会が開催されました。知的障害者の方は様々な要因から食生活が乱れがちで、さらに適度な運動量を確保するのが難しい傾向にあります。日常生活の中で、明るく健康な生活を送るための、無理なく意識的に取り組める健康・栄養管理について、身近に感じていただける健康づくりの視点から”健康”に関する講演を柴田則子氏に、肥満を予防・改善するための食事のポイントを具体的な献立例を紹介しながら”栄養管理”について石田啓子氏にお話して頂きました。

《主な項目》

1. 健康寿命

- ・健康寿命とは、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間(身体的な健康、精神的な健康、社会的な健康)
- ・平均寿命と健康寿命では、男性で9.13年、女性で12.68年程度の差がある(平成22年)

2. 知的障害をもつ人達の健康問題のひとつに

- ・『一部地域では高度肥満や肝障害などの生活習慣病をもつ人が非常に高率である』
- ・在宅知的障害児(者)の数は増加傾向にあり特に65歳以上の高齢者の増加率が高い

3. 生活習慣病と生活習慣

生活習慣病には、生活習慣・遺伝的要因・外部環境要因が関係し、また、個人の生活習慣には、「地域の習慣」「家族の習慣」「個人の価値観・病気・障害等」が関係する

4. 知的障害者の健康課題

高齢化による健康課題、障害特性と生活習慣の課題、適性体重の維持(肥満等)(摂取量(in)と消費量(out)のアンバランス、間食の習慣)、定期検診の受診(早期発見と早期治療)

※成人知的障害者の肥満：成人知的障害者の場合、BMI(肥満指数)が一般成人に比べ高い(2/3以上が肥満)。食事習慣では甘い飲物を好み(70%以上)、間食習慣がある(約69%)傾向にある。しかし、身体活動レベルでみると、仕事などの義務的活動以外では活動度が低い生活をしている。

5. 適正体重と肥満

- ・肥満とは身体の中の脂肪が多い状況のこと。体格指数(BMI)で判定する → $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$
- ・BMI値は、18.5未満で「やせ」、18.5～25で「標準」、25以上で「肥満」と判定される

6. 食事と運動と休養

※摂取カロリー(食事)と消費カロリー(運動)のバランスが大切。さらに、睡眠不足や疲れにより「ストレス」がかかると心や体に影響し食欲の増加(満腹シグナル↓空腹シグナル↑)や血圧の上昇、身体疲労が続く。又うつ病・不眠などの睡眠障害を引き起こす。逆に十分な睡眠でよい目覚めであれば疲労回復・ストレス減少、日中活動が活発になり生活リズムが安定する。

7. 家族みんなで健康づくり

- ・家族一緒に健康寿命を伸ばす
- ・みんなで楽しく取り組む
- ・生活習慣として定着する取り組みが大切
- ・定期的な健診と早期発見・早期治療を心がける
- ・できることから無理をしないで
- ・簡単な運動「ウォーキング」を大切に

8. 肥満を予防・改善するための食事のポイント

(当日資料より一部抜粋)

感想等ご協力頂いたアンケートの中から一部を紹介します。(一部要約)

- 身近な話題であり、とても興味のわくお話しでした。情報として漠然と聞いていたことがよくまとめられていてとてもよかったですと思います。
- 自分の食事の内容について、改めて考えさせられる機会をもらいました。やはり、野菜が不十分だったり、逆にたんぱく質が不足だったり、バランスの大切さを教えてもらいました。メニューの改善のところが参考になりました。なるほどと納得!! 健康寿命延ばせるよう、今後一工夫しようと再確認しました。
- 子供が最重度の知的障害で肥満で栄養指導を受けています。食べるのが最大の楽しみでダイエットの理解ができないので食事管理が難しいです。行動療法を少しでも実践して食事にも気をつけたいと思っています。
- 身近なテーマでしたので、興味があって聞きました。内容が具体的に説明され、わかりやすかったです。今日から生活を見直し、家族の健康のため実践していこうと思います。
- 知的に障害のある方に伝える事例とか、食事に関してこだわりの強い方への支援についての話に発展させていただきたいです。説明は分りやすく、ホームの支援に生かせる内容も多かったが、どちらかというと支援者側の意識改善についての話がほとんどで、利用者にとって意識を持っていただくかという内容もふれていただきたかった(情報としては最後の認知行動療法の件が一番聞きたい)。



《 かながわ健康づくり 10 か条 》

1. 体重は健康のバロメーター（適正体重）
2. おいしく、楽しく、きちんと食べよう
3. 食塩の摂取を少なくしよう
4. 身体を動かそう
5. ぐっすり眠り、心地よく目覚めよう
6. 上手にストレスを解消しよう
7. たばこをやめよう
8. 飲みすぎ注意 お酒はほどほどに
9. いつまでも不自由なく、何でも食べることができるように
10. 自分で健康・生活習慣のチェックをしよう
(当日資料より)



- 障害者に対する資料が少なく、大変参考になりました。色々な提案をしても、ご家族から「無理」と言われる事が多く、なかなか進みません。今回の資料を参考にさせて頂きながら給食だよりなどを通して、ご家族に伝えられたらと思います。あと、栄養士のクセ・・・確かに。反省させられました。
- 食生活＋睡眠の重要性がわかりました。生活習慣の重要性がわかりました。サンプルレシピも参考にさせていただきます。

《 肥満を予防・改善する食事のポイント 》

1. 食事内容について

(1) 脂肪の取りすぎ注意！

- ・脂肪は高カロリーなので、揚げ物や炒め物などが多くならないようにする。
1日の食事や1食の中で揚げ物や炒め物などの油料理が重ならないようにする。
- ・お肉は、より脂肪が少なくエネルギー量の低い種類を選ぶ。また、魚は肉類よりもエネルギー量が少なめです。
- ・マヨネーズに注意（マヨネーズ大さじ1（12g）で80kcal）
- ・洋食の方は、脂肪摂取が多くなりやすいので注意する。

(2) 穀類やイモ類の取りすぎ注意！

穀類やイモ類はエネルギー源なので、取りすぎに注意する。雑穀類のエネルギー量は精白米とほとんど変わりませんが、米より食物繊維が多いので米に混ぜて炊くこともお勧めです。（混ぜる量は米の約7～8%位。）

(4) 味付けは薄めに！

濃い味付けは、ご飯が美味しくて沢山食べることにつながるため、食品が持っている旨みを引出し薄味とする。和食の方は、食塩摂取が多くなりやすいので注意する。

(5) たんぱく質の取りすぎ注意！

たんぱく質の料理は、脂肪や食塩も同時に取れてしまうため、1食に2品までとする。

(6) 野菜は十分に！

野菜料理は、1食で2品は取るようにする。野菜には食物繊維が多く含まれ糖分や脂肪の吸収を妨げる。また、かさがあるので食事の満足感も得られる。野菜の目標摂取量は1日に350g（両手のひら1杯分）。時間がないときなど、カット野菜や冷凍野菜を活用するのもOK。なるべく新鮮な野菜を食べたいが、難しい場合は野菜ジュースや青汁でも良い。野菜ジュースは、塩味のついていないものを選ぶようにする。

2. 食事の組合せについて：食事は主食・主菜・副菜の3つの料理を毎食揃えるようにする。

- ① 主食（1品）：ごはん パン 麺類など、② 主菜（1～2品まで）：肉 魚 卵 大豆・大豆製品、③ 副菜（1～2品）：野菜 海藻

主菜、副菜に使う調味料が重複しないよう考えて献立を組み立てる。和食・洋食・中華料理を組み合わせ合わせて食塩や脂肪の偏りがないようにする。

3. 食事の量について：自分にとっての適量を知ることや、食品を計って料理することはなかなか難しいので、食事の適量とは体重の増減を1つのバロメータとする。肥満を解消することを考えると全体的に少量減らすことも必要です。ただ、減らしたため間食や甘い飲物を取ると逆効果です。献立や買い物では好きなものだけに偏らないよう、いつもよりちょっと量を減らしてみるなどを意識する。

4. 間食について：成人の場合、間食は不要。たまに食べても習慣にしない。また、食べるときはエネルギー量の少ないものを選ぶ。〔目安は160kcal（ごはん1膳分のエネルギー）位まで〕

5. 飲み物について：中には、エネルギー量の多いものがある。甘み・塩味のない緑茶やお水など選ぶ。また、コーヒーや紅茶なども砂糖を入れずにストレートで美味しさを味わってみましょう。

6. 肥満を防ぐ食習慣：・食事を食べる順番を考える。サラダやスープなどの野菜料理を先に食べる。・1品料理や丼物では野菜不足になりやすいため、食べる回数を減らす。外食をする場合には、主食・主菜・副菜の揃った定食がよりいい。・よく噛んで食べる。・買い物はお腹が一杯の時にする。・テーブルの上に、お菓子や果物を置かないようにする。・“～しながら” 食べることはやめる。・夕食は寝る2時間前までに済ませる。

7. 減量計画：減量はゆっくりマイペースで。時々、長時間の運動をするのではなく毎日、継続して行い生活習慣として定着できることがよい。毎日簡単に無理なくできる「歩くこと」から始めてみましょう。

(当日資料より一部抜粋)



皆さまには、「生活サポート総合補償制度」があります！

補償を使ってみましょう！！ 以下に よくある質問や、記述・添付の間違いが多い「A. 入院給付金」「D. 葬祭費用保険金」、ケガの入院・通院の一部を抜粋してみます。（「B. 個人賠償責任保険金」「C. 死亡・後遺障害・入院・通院・手術 各保険金」等他、詳しくはパンフレットをご確認ください。）

★ 病気で入院したとき（既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。）

A. 入院給付金（4日以上入院が対象です）

- ①付添介護保険金・・・8,000 円/1 日(入院4日目から数えて、30 日限度) 家族付添も可
- ②(a)差額ベッド費用・・・3,000 円/1 日(入院4日目から数えて、30 日限度) AIU 支払分
(b)差額ベッド費用補てん・・・2,000 円/1 日(入院4日目から数えて、30 日限度) やまゆり支払分
例(1) 差額ベット代が1日 8,000 円るとき
(a)AIU 支払分：3,000 円、(b)やまゆり支払分：2,000 円
例(2) 差額ベット代が1日 4,800 円るとき
(a)AIU 支払分：3,000 円、(b)やまゆり支払分：1,800 円
例(3) 差額ベット代が1日 2,500 円るとき
(a)AIU 支払分：3,000 円、(b)やまゆり支払分：0 円
- ③入院諸費用・・・1,000 円/1 日(入院4日目から数えて、30 日限度)
- ④入院一時金・・・5,000 円/1 入院

※①～③は、補償期間中(年度内)で 30 日ずつの支払です。1 回の請求(入院)で使い切らなかったとき、それぞれが合計して 30 日になるまで何回でもご請求できます。

★ ケガで入院・通院したとき（突然性・偶然性・外来性のもの）

- 入院したとき・・・⑤入院保険金：3,000 円/1 日（入院1日目～180 日）
さらに、入院4日目からは上記「A.入院給付金」①～④も給付されます
- 通院したとき・・・⑥通院保険金：2,000 円/1 日（事故日から 180 日以内の 90 日）

・状況欄は手短にお書き下さい。

＜例：突然走り出して転んだ。すべって転んだ。つまずいて転んだ。等＞

・てんかん発作が直接の原因になったケガは補償の対象外ですが、まずはやまゆり事務局にお問合せや請求をしてみてください。

添付書類

入院(病気・ケガ)のとき、
病院の「領収書」または「退院証明書」（無料～800 円程度）のコピー。
通院(ケガのみ)のとき、
「診察券」のコピー。

※診断書を先にとらないでください ⇒ 診断書が必要なときは、AIU から所定の用紙が送られてきます。診断書は提出を求められたときのみ所定の用紙でご提出ください。

★ 病気により死亡したとき

D. 葬祭費用保険金

被保険者が病気でお亡くなりになり親族の方が葬儀を行ったとき、実際に負担された葬祭費用のうち、最大 10 万円までが支払われます。

添付書類

- (1)死亡診断書（役所に提出したもの）のコピー。
- (2)葬祭費用の領収書(宛名が親族名であること(本人名ではダメです))のコピー。

※直前のご入院があったとき、葬祭費用保険金と入院保険金の請求書は 2 枚別々にお書き下さい。
※ケガによる死亡のときは、10 万円(死亡保険金)が支払われます。(添付は「死亡診断書(レ-)」のみ)

☆給付金支払い例

(※詳しくはパンフレットをご確認ください)

肺炎で10日間入院した。家族が毎日付き添い、病室は個室で1日あたり8,400円でした。

入院給付金(①～④)の対象日数：10日－免責3日＝7日

① 付添介護保険金	……	8,000円×7日＝	56,000円
②(a) 差額ベッド費用	……	3,000円×7日＝	21,000円
②(b) 差額ベッド費用補てん	……	2,000円×7日＝	14,000円
③ 入院諸費用	……	1,000円×7日＝	7,000円
④ 入院一時金	……		5,000円

※補償期間中(年度内)残りそれぞれ23日(①-③)、④請求できる。
←やまゆり支払分、7頁(b)参照

保険金合計：103,000円

風呂場の段差で転んで大腿骨を骨折し、40日間入院した。施設の職員が毎日付き添った、病室は個室で1日あたり4,500円でした。

入院給付金(①～④)の対象日数：年間最多30日、
ケガによる入院給付金⑤の対象日数：年間最多180日(1日目から対象)

① 付添介護保険金	……	8,000円×30日＝	240,000円
②(a) 差額ベッド費用	……	3,000円×30日＝	90,000円
②(b) 差額ベッド費用補てん	……	1,500円×30日＝	45,000円
③ 入院諸費用	……	1,000円×30日＝	30,000円
④ 入院一時金	……		5,000円
⑤ ケガによる入院保険金		3,000円×40日＝	120,000円
ケガによる手術保険金	……		30,000円

←やまゆり支払分、7頁(b)参照

保険金合計：560,000円

事務局からのお知らせ

☆「相談室 やまゆり」

県内には既存のいろいろな機関による専門性の高い相談事業がありますが、それらとは別に「身近なところで悩みや相談を聞いてもらいたい」という時には気楽にお電話ください。

☆「介護医療保険料控除証明書」について

平成24年度からは「介護医療保険料控除証明書」が「生活サポート総合補償制度」の加入者証に追加されています。この控除証明書は年末調整に使えます。再発行ができませんので保管しておいてご活用ください。

☆加入依頼者の変更について

加入依頼者を成年後見人、保佐人、補助人に変更される場合は、契約内容変更依頼書と共に登記事項証明書のコピーのご提出をお願いいたします。

☆「差額ベッド費用補てん」の請求忘れを防ぐために、全ての保険金請求はAIUやJICへ直接ではなく、必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局を経由してご請求ください。

☆ご登録内容に変更があった場合(住所・電話・加入依頼者・施設等の変更)は、変更のお届けが必要で、必ずやまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局までご連絡ください。

相談事業やっています!!

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

相談室 やまゆり

開設のご案内 平成23年11月より

こんな時、お気軽にお電話を!

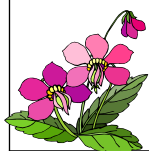
- 公的な場で相談するほどのことでもない
- 期を知られているところでは相談しにくい
- 親戚や知人のことが心配だけど
- 周囲の人たちとの人間関係に悩んでいる
- …… などなど

毎月第3月曜日 11時～15時
080-2334-8347

※第3月曜日が祝日の場合は第4月曜日です
● やまゆり知的障害児者生活サポート協会の相談事業チームが担当します
● フライパンに配慮し守秘義務を厳く守ります

ご注意 保険に関するご相談は、やまゆり知的障害児者生活サポート協会事務局へ
☎045-314-7716(平日9:00-17:00)

やまゆり知的障害児者生活サポート協会
事務局〔編集〕



〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
Tel:045-314-7716
Fax:045-324-0426

- 構成団体 ■ ■ ■ ■
- 神奈川県手をつなぐ育成会
- 神奈川県知的障害施設団体連合会
- 横浜市手をつなぐ育成会
- (財)川崎市心身障害者地域福祉協会
- 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会

